

報道資料



令和3年12月10日

ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)寄附金受領証明書等の誤送付について

この度、ふるさと納税事務事業におきまして、下記のとおりふるさと納税寄附金受領証明書等の誤送付がありましたのでご報告いたします。

〔概要〕

・令和3年11月30日にふるさと納税寄附者1607名に御礼状、寄附受領証明書、令和3年寄附分市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例申請)の3点を送付しました。その後、12月3日、寄附者様3名から「他人の寄附受領証明書が届いた」との電話連絡を受け、その3名の受付番号の前後の寄附者様に電話で確認、調査を行ったところ9名(うち3名は調査中)の誤送付が判明しました。

〔対応〕

・誤送付した寄附者様6名に電話及びメールにて連絡を取り、経緯を説明するとともに謝罪いたしました。また、誤送付した証明書等を返送頂くよう依頼し、証明書を再送付する旨をお伝えして、ご承諾を頂きました。

〔原因〕

・証明書等を封入する際、確認が不十分であったため、誤封入したことに気づかず送付してしまいました。

〔再発防止策〕

・封入する際に証明書等各書類の住所、氏名等を確認するよう再度徹底します。また、封入作業においては複数人の目で確認しながら照合し、誤りが無いよう徹底します。
・職員全体に対して、改めて個人情報の重要性を周知するとともに、意識啓発を徹底します。

(連絡先)

経済振興部産業政策課

担当：藤川課長、山崎係長

電話：0964-26-5545

FAX：0964-56-5107